

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百九十号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 作業種別

基本測量（航空レーザ測量による五メートルメッシュ精密標高データ作成）

### 二 作業地域

朝霞市、和光市、新座市

### 三 作業期間

平成二十九年十二月六日から平成三十年三月七日まで